平 監 第 57 号 令和2年12月3日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 工 藤 秀 一

財政援助団体等監査(補助金交付団体監査)の結果報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体 等監査(補助金交付団体監査)を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を 報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の目的

市が補助金を交付している次の団体について、その事業が補助等の目的に沿って 適正かつ効果的に行われているか、また、所管課では適正な交付事務を行っている のか等について監査した。

2 監査の対象

平川市駅前通りにぎわい創出事業

- (1) 平賀地域
 - 団体名 平川市平賀地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会 所管課 経済部商工観光課
- (2) 尾上地域 団体名 尾上地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会 所管課 尾上総合支所市民生活課
- (3) 碇ヶ関地域

団体名 碇ヶ関地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会 所管課 碇ヶ関総合支所市民生活課

3 監査実施日時

(1) 平川市平賀地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会 日時:令和2年11月13日 午前8時45分~

(2) 尾上地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会 日時:同日 午前9時45分~

(3) 碇ヶ関地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会 日時:同日 午前10時50分~

※ 監査実施場所は、いずれも尾上分庁舎内会議室。

4 監査の範囲

令和元年度に交付された補助金及び現金等の取り扱いに係る出納及び事務の執行 を対象とした。

5 監査の着眼点

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効果的に行われているか を主眼として、次の観点について団体及び所管課を監査した。

- (1) 団体について
 - ① 交付申請、請求、受領手続き及び実績報告等は適時、適正に行われているか。
 - ② 収支の会計経理は、適切に行われているか。
 - ③ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類は適正に整理・保存されているか。
- (2) 所管課について
 - ① 補助金交付に係る規定は整備されているか。
 - ② 交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
 - ③ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
 - ④ 領収書等の証拠書類により支出の実態を十分に把握しているか。
 - ⑤ 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

6 監査の方法

- (1) 関係書類の実地調査
- (2) 団体及び所管課からの聴取調査

第2 監査の結果

1 監査結果の個別概要

個別の監査結果については、次のとおりである。

(1) 平川市平賀地域駅前通りにぎわい創出事業について

駅前通りの「にぎわい創出」を目的とし、HIRAKAWA e-SPORT II~The Big Tournament~(俺より強い奴に会いに行く)(eスポーツ大会)や平川サガリ 秋の感謝祭(サガリ振る舞い)のイベントを行うため、必要な経費として100万円の交付を受けている。

【監査結果】

① 平川市平賀地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会に関する事項令和元年度は、9月21日に光明葬祭及びふれあいタウン駐車場において、e スポーツ大会とサガリ振る舞いの2つの事業を行った。

収支決算額は、e スポーツ大会が 612, 012 円、サガリ振る舞いが 387, 988 円、合計 1,000,000 円となっている。

交付申請や実績報告などの各種手続き及び会計経理については、おお むね適正に行われていた。

証拠書類については、会員がインターネットにより購入した物品の注 文書控を領収書とみなしていたため、今後は領収書原本を添付していた だきたい。

② 所管課に関する事項

補助金の交付目的及び対象事業の把握、交付事務に関する一連の事務 処理については、適正に行われていた。

補助金に係る規定の整備については、交付要綱は定められているが、 具体的な補助対象経費に関する規定がなかったため、今後は、対象経費 を具体的に明確にした要綱の整備を検討されたい。

団体に対する指導監督については、実績報告書及び領収書等の証拠書類をよく精査し、当該補助金の趣旨を鑑み、支出の実態を十分に把握するとともに、団体と適時連絡を取り合いながら指導・助言をお願いする。

(2) 尾上地域駅前通りにぎわい創出事業について

地元住民と来訪者の交流や市民同士のふれあいを基にした「にぎわいの創出」を目的とし、尾上地域を中心としたイベント(ねぷた合同運行)を開催するため、必要な経費として100万円の交付を受けている。

【監査結果】

① 尾上地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会に関する事項 令和元年度は、8月5日に尾上分庁舎において、尾上地域の8団体に よるねぷた合同運行を行った。

事業収入額は、ねぷた運行に対する寄附金を含め 1,015,004 円、実質収支額は 1,014,010 円となり、収支残額 994 円を次期へ繰越している。

交付申請や実績報告などの各種手続き及び会計経理については、おおむね適正に行われていた。

② 所管課に関する事項

補助金の交付目的及び対象事業の把握、交付事務に関する一連の事務 処理については、適正に行われていた。

補助金に係る規定の整備については、交付要綱は定められているが、 具体的な補助対象経費に関する規定がなかったため、今後は、対象経費 を具体的に明確にした要綱の整備を検討されたい。

団体に対する指導監督については、実績報告書及び領収書等の証拠書類をよく精査し、当該補助金の趣旨を鑑み、支出の実態を十分に把握するとともに、団体と適時連絡を取り合いながら指導・助言をお願いする。

(3) 碇ヶ関地域駅前通りにぎわい創出事業について

碇ヶ関地域の道の駅いかりがせきで各種イベントを開催し、地域の活性化を 図りにぎわいの創出を目的とするため、必要な経費として 100 万円の交付を受けている。

【監査結果】

① 碇ヶ関地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会に関する事項 令和元年度は、8月17日に平川河川敷ふれあい広場において、灯篭流 しを行った。また、同月18日に道の駅いかりがせきにおいて、地域住民 によるステージイベント、スペシャルゲストコンサート、よさこい演舞 などのほか、模擬店や福引抽選会、盆踊りを行った。

収支決算額は、1,000,000円となっている。

交付申請や実績報告などの各種手続きや会計経理については、適切に 処理されていた。また、各種関係帳票等についても誤りはなく、対象経 費の算定も適正で問題はなかった。

② 所管課に関する事項

補助金の交付目的及び対象事業の把握、交付事務に関する一連の事務 処理については、適正に行われていた。

補助金に係る規定の整備については、交付要綱は定められているが、 具体的な補助対象経費に関する規定がなかったため、今後は、対象経費 を具体的に明確にした要綱の整備を検討されたい。

団体に対する指導監督については、実績報告書及び領収書等の証拠書類をよく精査し、当該補助金の趣旨を鑑み、支出の実態を十分に把握するとともに、団体と適時連絡を取り合いながら指導・助言をお願いする。

2 総合意見

令和元年度において、各団体とも地域の活性化とにぎわいを創出するため、趣向 を凝らした様々なイベントを開催し、実績を残している。

平川市平賀地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会については、e スポーツ大会の初開催、平川サガリの振る舞いを通して、地域住民が楽しめるにぎわいを創出

したほか、県外からの誘客という成果を残した。

尾上地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会については、尾上地域のねぷた合同運行を復活させた。ねぷたは地域の伝統・文化であるため、今後も事業を継続し、子どもたちのためにも地域づくりの一翼を担っていただきたい。

碇ヶ関地域駅前通りにぎわい創出事業実行委員会については、灯篭流しや地域住民参加のステージイベントなどを行ったほか、模擬店や福引抽選会など道の駅いかりがせき来訪者も楽しめる事業をバランスよく開催し、にぎわいを創出した言える。なお、各団体とも提出された書類及び事前に提出を求めた書類により聴取を行った結果、適正に処理されているものと認められた。

各地域の事業主体が異なることから、主管課も3課(経済部商工観光課、尾上総合支所市民生活課、碇ヶ関総合支所市民生活課)にわたっており、事務的指導がまちまちな状態にある。今後は、ふるさと納税の寄附金が原資であることを十分理解した上で、この補助金交付要綱で具体的な使途(人件費、事業費、委託費)細部を明確にして各団体に統一した形での指導をお願いするものである。